

(仮称) 焼山風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	現段階では、前倒し調査の実施は検討しておりません。
1-2	-	図書の公表	1次	貴社のウェブサイトには、縦覧期間終了後も本配慮書のインターネットでの閲覧を可能とするかについてや、電子縦覧図書のダウンロード・印刷の可否について記載されていませんでした。どのような検討を行い、どのような対応をされたのかをご教示ください。	弊社のウェブサイトでは、縦覧期間内において図書のダウンロード・印刷を可能としています。アセス図書については開発に関する重要な情報が含まれており、他事業者による盗用・不正利用等の懸念を有しております。一方で、アセス図書は地域住民の皆様との重要なコミュニケーションツールであるためと捉えておりますので、理解促進のためダウンロード・印刷可能な設定といたしました。しかしながら、前述の懸念も有しておりますので、縦覧期間終了後の継続的な公表は控えさせていただきます。
			2次	①ダウンロード・印刷は可能な設定としたが、縦覧期間終了後の継続的な公表は控えたという回答がありましたが、環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ること等を目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂）を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしています。環境影響評価情報支援ネットワークに掲載されている一部の図書のPDFデータは、事業によっては環境省のページ上での閲覧のみ可能、環境省以外のローカルPC等ではファイルが自動的に終了するよう設定されているものもあり、懸念される悪用は回避できると考えますが、こちらを踏まえ、継続して公表することによる利便性の向上について、改めて事業者の見解をご教示ください。 ②縦覧者数とインターネットで公開されたページへのアクセス数をそれぞれお教え頂けますでしょうか。また、その数値を見て、相互理解への効果を含めてどのようにお考えでしょうか。	①ご指摘の方法についても考え方は理解いたしますが、キャプチャー機能等の利用により目的外利用は容易にできてしまうと考えられるため、縦覧期間終了後の継続公表は考えておりません。 ②縦覧者数及びアクセス数は下記のとおりです。Webのアクセス数をどう解釈するかという点は弊社では客観的な判断材料を持ち合わせていないため、回答を控えさせていただきます。しかしながら、現地での縦覧数とネットアクセス数を比較した場合、ネットアクセス数のほうが圧倒的に多いため、インターネットでの情報開示は重要な理解促進のためのツールであると認識しております。 縦覧者数：1 表紙及び目次：124 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地：116 第2章 事業の目的及び内容：260 第3章 地域概況（自然的概況）：118 第3章 地域概況（社会的概況）：74 第4章 調査、予測及び評価の手法：82 第5章 計画段階配慮書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地：128 第6章 巻末資料（文献リスト）：51 第6章 巻末資料2（動植物）：54 （仮称）焼山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書【要約書】：137 Webご意見記入用紙：29
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	住民との相互理解のため、関係自治体と協議を行いながら、適切なタイミングに適切な方法で地域関係者の皆様へ事業計画に関する情報提供を行い、皆様のご意見に耳を傾け、計画へ反映していく事が重要と考えます。今回、配慮書を実施するに当たっては、関係自治体と協議の上、近隣の町内会長および近隣の企業を個別に訪問し、情報提供を行いました。今後も進捗の報告や計画に変更が生じた際などは関係自治体と密に連絡を取りながら、適切なタイミングで地域関係者の皆様へ情報提供を行ってまいります。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 2-10	2	事業目的	1次		
			2次	審議会での回答内容の確認となります。ネイチャーポジティブに関する記載が配慮書内にはございませんが、これに関してどのようにお考えでしょうか。	ネイチャーポジティブという用語を明記していないが故に、これを否定しているという事は全くございません。弊社の統合報告書では生物多様性への貢献を多く謳っており、ネイチャーポジティブの精神と共通の精神を有しております。統合報告書は下記リンクとなります。 https://www.orix.co.jp/grp/pdf/company/ir/librarian/annual_report/AR2023J.pdf
2-1	3~5	2.2.3 第一種事業により設置される発電所の出力	1次	発電所の単機出力が6,100kWで最大数の17基を設置する場合、出力は103,700kWになりますが、85,400kWを超えないよう基数や出力を調整するというのでしょうか。	ご推察のとおり、85,400kWを超えないよう、基数や出力を調整する事を考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 2-11	3 4	(1)事業実施 想定区域の位置 図2.2-1(1) 事業実施想定 区域(広域)	1次		
			2次	①方法書段階において、土地所有者との協議等を理由として、図書に示されない場合がありますが、発電所アセス省令では、配置計画は既に決定されている内容に係るものに限るとされているものの、特に風力発電所については風車の配置と環境影響評価手法の関連性が高いことから、なるべく実現性の高い配置案を記載することが望ましい、とされています。このことを踏まえて、方法書段階で風車配置案を具体的に提示できる見込みか、ご教示ください。 ②事業実施想定区域は、広域航法路に近い場合、東京航空局等の関係機関に影響の有無について確認する必要がありますが、実施していますでしょうか。実施していない場合はいつ頃実施することを想定しているのか、ご教示ください。	①方法書段階においては風力発電機の配置案を具体的に提示できるよう努めます。 ②東京航空局等への関係機関とはまだ協議を行っておりませんが、方法書手続き前には協議を実施するよういたします。
2-2	3 25	2.2.3 第一種 事業により設 置される発電 所の出力	1次	最大17基の設置が予定されている風力発電機の規模等(定格出力、ブレード枚数、ローター直径、ハブ高さ、最大高さ、地面からブレード可鍛までの高さ)は、統一される予定でしょうか。それとも設置場所によって規模等を変える可能性があるのでしょうか。 また、設置場所によって変える可能性がある場合には、方法書段階において示される調査手法に対し、各風力発電の規模を反映させるものか(例えば、ここは大きい風力発電機なので、バードストライクに関する調査は、それよりも小さい風力発電機における調査手法よりも、調査努力量を増やすなどの対応をされるのか)、ご教示ください。	現時点において、機種および仕様を統一するかどうか、確定しているものはありません。今後の調査結果に基づき、自然環境や景観への影響等を考慮しながら、適切に判断を行って参ります。 なお、方法書では計画される風力発電機の規模の最大影響を把握できるよう調査範囲や調査地点、調査手法等を設定いたします。
2-3	8	(3)社会イン フラ整備状況 の確認	1次	道路の新設のみが想定される範囲は、現時点では未定であると解してよろしいでしょうか。道路の新設のみが想定される範囲が存在する場合は、その範囲をお示しくください。	ご理解のとおり、現時点では道路の新設のみが想定される範囲は未定でございます。今後の調査にて新設道路の必要範囲を特定してまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-4	8	(4) 法令等の制約を受ける場所の確認	1次	<p>①可能な限り事業実施想定区域から除外したとする場所（土砂流出危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別計画区域）について、可能か否かをどのように判断されたのか、ご教示ください。</p> <p>また、これらの場所のうち、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別計画区域は、風力発電機の設置予定範囲から除外したとされていますが、その他の場所を除外する必要はないと判断された理由をご教示ください。</p> <p>②p. 17の図2. 2-8(3)においては、風力発電機の設置予定範囲の中央部が崩壊土砂流出危険地区と重複しています。今後の風力発電機の設置場所の検討においては、崩壊土砂流出危険地区のほか、国土防災関連の指定区域等（p213）は、除外を前提に検討されるのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③保安林の分布について確認した結果に対し、どのような検討を行い事業実施想定区域を設定されたのか、保安林をエリア設定の検討対象としなかった理由と併せてご教示ください。また、森林管理署等との協議状況についてもご教示ください。</p>	<p>①-1配慮書段階においては、工事計画の詳細は決まっておりますが、地形的に明らかに改変しない、構造物を設置しないであろうエリアにおける危険区域は、除外可能と判断いたしました。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別計画区域以外の区域については、除外する必要がないと判断したのではございません。現時点、工事計画が未確定であることから、改変する可能性のある範囲を広めに設定しているため、事業実施想定区域内には急傾斜地崩壊危険箇所や山腹崩壊危険区域が含まれております。（ただし山腹崩壊危険区域は既存林道内のみとの認識です）今後計画の進捗に応じ、これらの危険区域は可能な限り回避に努めるようにいたします。しかしながら、やむを得ずこれらの箇所の改変が必要な場合は、関係機関と十分な協議を行い、適切な措置を講じる方針です。</p> <p>①-2風力発電機設置予定範囲においては崩壊土砂流出危険区域のみが危険区域として存在しています。この点についても、除外する必要がないと判断したわけではありません。現時点、工事計画が未確定であることから、改変する可能性のある範囲を広めに設定しているため、風車設置予定範囲内に危険区域が存在しています。今後計画の進捗に応じ、これらの危険区域は可能な限り回避に努めます。しかしながら、やむを得ずこれらの箇所の改変が必要な場合は、関係機関と十分な協議を行い、適切な措置を講じる方針です。</p> <p>②こちらについては①-2の通りでございます。</p> <p>③事業実施想定区域は現時点で風力発電機を配置する可能性のある範囲及び改変を想定する範囲を包含するよう広めに設定しているため保安林が事業実施想定区域に位置しております。風力発電機の設置予定範囲については、尾根部を利用することを想定しておりますが、現時点においては詳細な地形や植生状況を把握できていないため、尾根部付近に設定されている保安林を現時点で除外するという判断ができませんでした。今後の環境影響評価手続きにおいて、可能な限り保安林の回避に努めるとともに、関係機関との協議や現地調査の結果等を踏まえて事業実施区域を絞り込む予定です。また、檜山森林管理署との協議は実施しており、保安林内での計画については計画熟度を高めた上で具体的に相談するよう指導を受けております。</p>
			2次	<p>①事業実施想定区域内の危険区域について、やむを得ず改変が必要な場合とはどのような場合か、ご教示ください。</p> <p>②風力発電機の設置予定範囲と重なる保安林は水源かん養保安林（p. 208）ですが、森林の水源かん養機能の低下防止のため、どのような対策を検討していますでしょうか。</p>	<p>①危険区域においてやむを得ず改変が必要な場合については、現時点で具体的なケースを申し上げることはできません。危険区域はできる限り改変を避けるべき地域と考えていますので、現時点で事業者が一方的にやむを得ないケースを決めつけることは適切でないと考えています。多方面からの検討を行い、関係機関とも協議し、総合的に判断した上でやむを得ないケースが出てくるものと考えます。</p> <p>②具体的な対策は今後関係機関と協議を行いながら検討して参りますが、現時点では水源涵養機能を低下させぬよう、伐採面積を可能な限り小さくし、改変面積を必要最小限とする等の環境保全措置を検討しております。</p>
2-5	18	図2. 2-8(4) 事業実施想定区域（図2. 2-7との重ね合わせ）	1次	<p>経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」において、「第一種事業の実施が想定される区域であり、計画段階配慮を行う段階では事業実施想定区域を広く設定しておき、配慮書以降の手続の中で事業実施区域を絞り込んでいく方法も考えられる。」との記載がありますが、風力発電機の設置予定範囲の中央部について、自然度9に該当しない西側の区域にも広げず、尾根線を中心に範囲を設定した理由をご教示ください。</p>	<p>尾根線において風力発電機の設置予定範囲を設定した理由としては、好風況エリアであるとともに、事業実施想定区域内には尾根に向かう既存の林道が複数存在しているため、輸送路の改変を小さくできる可能性があると考えたためです。また、斜面への風力発電機の設置は、大きな風力発電機ヤードが必要となることから、改変を可能な限り回避することを考慮し尾根部に設定いたしました。しかしながら、事業実施想定区域内には自然度9が存在していることは十分に認識しており、今後の調査において植生の実態把握に努め、自然度9における改変は可能な限り回避するとともに、やむを得ず改変を行う場合には必要に応じて専門家の意見をヒアリングし、計画に反映させ、適切に対処してまいります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-6	21	図2.2-9 写真撮影位置（広域）	1次	「事業実施想定区域及びその周囲の写真撮影位置及び撮影方向」としつつ、事業実施想定区域内のごく一部のみの状況写真しか示されていません。その理由及び道路変更区域も含めた他の地点からの写真の有無をご教示ください。	実施予定地においては既存の林道が複数あるものの、大半が崩落により車両での侵入が非常に難しい状態でした。配慮書実施前の段階においては、最大限可能な範囲で現地踏査と写真撮影を行いました。積雪の時期を迎えてしまい、十分な撮影を行うことができませんでした。現時点では提出済の写真が実地予定地写真の全てでございます。方法書作成時に追加の状況写真を掲載いたします。
			2次	①事業実施想定区域内の状況は理解しましたが、表2.2-1には「事業実施区域周囲」とあることから、各作業道入り口や木古内町市街地、上ノ国町湯ノ岱地区など、区域周辺から事業実施想定区域を見た写真も必要ではないでしょうか。 ②林道の大半が崩落により車両での侵入が困難な状態であったとのことですが、方法書以降の現地調査の支障にはならないのでしょうか。調査の実施時期までに、国有林の作業道が補修される予定か、ご教示ください。	①方法書作成時には各作業道入り口や区域周辺から事業実施想定区域をみた写真を添付いたします。 ②方法書以降の現地調査時には車両で侵入できない部分については、安全に配慮しながら徒歩での踏査も実施する予定です。また、国有林の作業道については毎年雪解け後に順次補修していると森林管理署から聞いていますが、すべての林道にて実施されるわけではないようです。
2-7	26～28	2.2.6 1. 発電機の配置計画 2.2.7(3) 工事工程の概要 (4) 輸送計画	1次	①工事関係車両の主要な走行ルートに係る検討状況をご教示ください。 ②「本計画段階では、図2.2-13 のとおり江差港から事業実施想定区域に至る一般国道228号から主要地方道5号を通る江差ルート、あるいは一般国道227号から一般道道634号を通る厚沢部ルートを利用し、風力発電機等を輸送する計画である。」について、「あるいは」との記載は、いずれかを選択するという意味でしょうか。それともいずれも使用する可能性がありますでしょうか。また、いずれかを選択するという回答の場合、選択しなかったルートと接続する事業実施想定区域の線形部分は、変更しないこととなり、対象事業実施区域から除外するというのでしょうか。	①工事関係車両の主要な走行ルートについては現在検討中です。方法書以降で示す予定となります。 ②現時点では江差ルートと厚沢部ルートといずれも使用する可能性がございます。ルート選定については今後の調査結果を踏まえ、方法書以降で示す予定となります。
			2次	①ヤード造成等で緑化を実施するものと思料しますが、その手法は、方法書でお示しいただけるでしょうか。また緑化については、在来自生種を用いた復元緑化をすることが望ましいと考えられるため、日本緑化学会が提言している「生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023」等（ https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf ）を参考に検討していただきたいと考えますが、事業者の見解を伺います。 ②風力発電機や輸送経路などの具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水などについて、河川管理者と打合せしてください。	①本事業地においては、国有林が大半となるため、緑化手法及び緑化樹種についても、関係機関と協議したのち、確定する予定です。方法書段階においては、想定している緑化手法について、掲載することを検討いたします。また、在来自生種についても、「生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023」等を参考に検討いたします。 ②風力発電機や輸送路など、具体的な位置が決定した段階で、河川管理者と協議を実施いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-8	29 30	表2.2-5 事業実施想定区域周囲における他事業 図2.2-14 事業実施想定区域周囲における他事業	1次	①稼働中の江差風力発電所については風車位置を図内にお示しください。 ②木古内風力発電事業の対象事業実施区域を縦断する形で事業実施想定区域が設定されていますが、木古内風力発電事業の工事期間又は稼働後と、本事業の工事期間が重複した場合、この区域を利用することはあるのか、ご教示ください。 ③他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの表に示している他事業者への連絡・協議状況についてご教示願います。	①江差風力発電所に関しましては、現時点の風力発電機の正確な設置予定場所の情報が入手できなかったため、範囲で記載いたしました。 ②他社事業者様と本事業の工事期間が重複した場合、弊社としては他事業者様と協議を行いながら双方にとって合理的な運用ができたかと考えてはおります。しかしながら、他社事業者様のご都合やお考えもあると思いますので、現時点での個別事業者様との情報交換の状況や今後の予定に係る詳細については、回答を差し控えさせていただきますと思います。 ③表に記載の一部の他社事業者様においては、すでに面談を行った事業者様もございます。弊社としては近隣の先行事業者様との情報交換は非常に有効と考えており、他事業者様が情報開示に応じていただける場合には、面談の申し入れを行って参りたいと考えておりますが、他事業者様のご都合やお考えもあると思いますので、現時点で個別事業者様との情報交換の状況や今後の予定に係る詳細については、回答を差し控えさせていただきますと思います。
			2次	①江差風力の風車の配置の情報は、環境省の「環境アセスメントデータベース（EADAS）」にあり、文献情報にもEADASの記載があることから、情報は入手可能かと思いますが、なぜ入手できなかったのかご教示ください。 ②他の事業についても同地域において、事業実施を計画し、多数の風力発電機の建設を計画していることから、景観等への累積的影響が懸念されるので、他の事業者とも調整し、影響の低減を図って事業を実施してください。	①EADASに記載されている情報を元に図面を作成しましたが、EADAS上では江差風力の基数が28基となっております。しかしながら、「江差風力発電所が営業運転を開始しました」（電源開発株式会社HP、閲覧：令和6年7月）及び、図書で参照した「江差風力発電所の運転開始について」（シン・エナジーホールディングスHP、閲覧：令和6年7月）には、リプレースとして発電所出力：21,000kW（4,200kW × 5基）が発表されています。 EADASの情報はリプレースの情報が反映されていないこと、リプレース情報からは風力発電機の配置が入手できなかったことを考慮し、図書においては江差風力の風力発電機の配置は範囲での記載といたしました。 ②他の事業者にも協議を申し入れ、協議に応じていただけて事業の情報を共有いただけた場合には必要に応じて累積的影響の予測を行い、影響の低減を図ります。
2-9	30	図2.2-14 事業実施想定区域周囲における他事業	1次	（仮称）木古内風力発電事業と事業実施想定区域が重複していますが、累積的影響について、どの程度の進捗状況であれば調査、予測及び評価を実施することを検討されているのかをご教示ください。	準備書までの環境影響評価の手続きの中で、可能な範囲で周辺風力発電所の情報を収集し累積的影響について検討いたします。

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	44～45	3.1.2 水環境の状況 図3.1-8	1次	区域及びその周囲に湖沼はないとされています。142ページの図3.1-33(2)は、瓜谷ダム湖が示されていますが、図書記載内容に矛盾はないでしょうか。	瓜谷ダム湖について、別添資料北海道1次Q3-1のとおり本文及び図を修正いたします。
			2次	対象事業実施区域内に、普通河川が含まれることから、河川への影響が想定される場合は除外を検討してください。	河川への影響が想定される場合には、区域の除外の検討も含め可能な限り影響を回避又は極力低減いたします。
追加 3-20	54～ 137 222～ 261	3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 4.3.1 動物	1次		
			2次	事業計画が天然記念物鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取してください。事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	天然記念物鳥類については現地調査の結果、営巣が明らかとなった場合、専門家から意見聴取を行う予定です。また、事業計画が繁殖等に影響を及ぼす行為となり得る場合には、文化庁と協議を行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-2	55 223	図3.1-13 文献その他の資料調査範囲	1次	①文献その他の資料等の調査範囲が含まれる2次メッシュが、図面の調査範囲を網羅できていませんが、事業実施想定区域の西部も調査対象に加える必要はないでしょうか。 ②65ページの猛禽類の渡りのルート等を見ると、事業実施想定区域から白神岬を通るようにルートが確認されています。専門家からも津軽海峡に比較的近いことや本州に渡る鳥類に関する意見があることから、白神岬周辺も文献調査対象とする必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	①図3.1-13において、文献その他の資料調査範囲2次メッシュの範囲のとおり、事業実施想定区域がかかる2次メッシュにおいて、動植物の生息生育情報等について抽出整理を行っております。事業実施想定区域のうち、最西端の道路箇所は輸送及び車両等の通行の可能性のため設定した範囲であり、これについては資料調査範囲2次メッシュで網羅しているため、事業実施想定区域の西部の2次メッシュを調査対象に加える必要は無いと判断しております。 ②専門家からの意見を踏まえ、山階鳥類研究所の白神岬の鳥類標識調査結果を整理いたしましたので別添資料北海道1次Q3-2②にてお示しいたします。なお、一部のデータについては既刊行物で一般公開されている情報ではありませんので、使用許可申請をし、グラフ下部に許可番号を記載しております。
			2次	1次回答②にて資料を提示いただきましたが、方法書にて白神岬を現地調査地点として設定する予定はあるでしょうか。1次質問のとおり専門家意見を踏まえると調査が必要と考えますが、事業者の見解をご教示ください。	現時点では調査手法及び調査地点の検討を行っておりません。方法書段階の専門家ヒアリングにおいて、必要とされる場合には、調査地点を検討いたします。
3-3	59	(1)動物相の概要	1次	「北海道におけるハチクマ、オジロワシ、ハイタカ、オオタカ、クマタカ及びハヤブサの分布は図3.1-24のとおりであり、事業実施想定区域のメッシュにおいてはオジロワシ以外の種についての生息が確認されている。」とのことですが、バードストライクの防止に向けて、事業者としてはどのように考え、今後どのように対応していく予定か、見解をお示しください。	バードストライクの防止に向けて専門家の助言を得ながら適切な調査を行ったうえで、風力発電機の配置検討、環境保全措置の検討をいたします。
			2次	①環境保全措置の検討対象に、基数の削減も含まれるのか、そのように考える理由とあわせてご教示ください。 ②風力発電機の配置検討、環境保全措置の検討をするうえで、具体的にどのような調査結果の値を用いるのかお示しください。例えば、風力発電施設1基当たりの年間衝突数をxxx未満となるようにするなどといった基準があればお示しください。	①環境保全措置の検討対象には基数の削減も含まれます。仕様変更や運転制限では環境保全措置が不十分と判断した場合には、基数の削減も検討する必要があると考えます。 ②一例ですが、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（環境省）等を参考に、クマタカの営巣中心域に風車設置を予定していた場合は、配置の再検討を行います。
3-4	60	図3.1-14 コウモリの分布情報	1次	事業実施想定区域周辺にコヤマコウモリの分布情報があります。上ノ国町では風力発電機に衝突したと推定される本種個体が発見されているなど、風力発電機による影響が懸念されますが、今後どのように生息状況を把握していくのか、事業者の方針を伺います。	ご指摘についてコウモリ類の専門家からも道内の風力事業でバットストライク事例があるとのことをご意見をいただいております。そのため、方法書段階では、コウモリ類の捕獲調査、夜間の踏査調査、音声モニタリングによる調査を検討してまいります。
			2次	コウモリの音声モニタリング調査をする際に使用するバットディテクターに関して、コウモリが発する全周波数帯を網羅して検知可能な機器を使用して調査をしていただきたいと考えますが、機器の準備に係る事業者の見解を伺います。	コウモリが発する全周波数帯を網羅して検知可能な機器を使用する予定としております。
3-5	63	図3.1-16 EADAS センシティブィティマップ（注意喚起メッシュ：陸域）	1次	センシティブィティマップにおいて、事業実施想定区域がクマタカの生息により注意喚起レベルCの区域と重複しています。本種の行動範囲を踏まえ、今後どのように対応していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	事業実施想定区域がクマタカの生息により注意喚起レベルCに指定されていることに加え、鳥類の専門家からも、クマタカは北海道では生息環境的に地付き（一定の場所に住み着く）の猛禽類であるとのことをご意見をいただいております。 方法書においても専門家等へのヒアリングを行うとともに、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方（案）」（環境省）を参考に、調査手法を検討してまいります。
3-6	65～72	鳥類の渡り経路	1次	事業実施想定区域及びその周辺にノスリをはじめとした猛禽類の渡りのルートや、夜間の渡りルートがあることが示されています。特に、夜間の渡りの状況は正確な把握が難しいと思われそうですが、今後どのように渡りの状況を把握していくのか、事業者の方針を伺います。	夜間の渡りを確認するのは難しく、ルートを把握することは難しいと考えております。方法書においても専門家等へのヒアリングを行い、調査手法についても検討を行ってまいります。また専門家より紹介いただいた文献等についても、最新の知見等収集してまいります。
			2次	夜間の渡り鳥や夜間に飛翔する繁殖鳥類（ヨタカ、オオジギ等）の飛跡は、レーダーやライダー、サーマルスコープ等の暗視機器を用いた調査で把握できません。ICレコーダーは適切ではありません。これらについて確実に把握できる調査手法を検討してください。	方法書段階においても、専門家等へのヒアリングを行います。ご意見も参考に、今後調査手法の検討を行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-7	73	図3.1-22(1) イヌワシの生息分布	1次	事業実施想定区域とは少し距離がありますが、イヌワシの生息が確認されているメッシュがあります。本種の行動範囲を踏まえ、今後どのように対応していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	事業実施想定区域周辺にイヌワシの生息が確認されているメッシュがあり、注意喚起レベルA2に指定されていることに加え、鳥類の専門家からも、イヌワシは道南で確認されることが多く生息の可能性があるとのこと意見をいただいております。方法書においても専門家等へのヒアリングを行うとともに、餌場等の利用、繁殖への影響を把握するための調査が必要であると考えております。
3-8	90 92	(2) 植生の概要 図3.1-26(1) 文献その他の資料調査による現存植生図(全体)	1次	①「また、植生自然度9であるブナクラス域自然植生のヒノキアスナロ群落(Ⅳ)・・・(中略)・・・が一部見られる」とのことですが、ヒノキアスナロは日本固有種であり、渡島半島南部を北限とする重要な種であると考えます。図3.1-26(1)を確認すると、自然度9のヒノキアスナロ群落(Ⅳ)は「4」で示されており、搬入道路が設置される可能性の高い区域北側の位置にあります。今後どのような対応を検討しているのか、ご教示ください。 ②事業実施想定区域やその周囲には植生自然度9のチマザサ-ブナ群団やダケカンバ群落(Ⅳ)、ハルニレ群落のほか、ブナの二次林が見られるほか、キタゴヨウやサワグルミの群落が確認されています。特に、区域北部には自然度9の区域がまとまって分布しており、風力発電機の設置予定範囲とも重複していることから、道南地域特有の植生への影響が想定されますが、そのような地域であることを踏まえ、今後、どのように影響を回避・低減していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	①②事業実施想定区域においては、複数の専門家の方から過去に十分な自然調査がなされていないエリアである可能性が高いとのコメントがございました。まずは先行植生調査の実施を検討しております。また、方法書以降において実施する植生調査結果及び先行植生調査結果等を踏まえ、実際に植生自然度が高いと判断された群落については変更を回避することを基本とし、可能な限り影響の回避または低減となる事業計画を検討いたします。
			2次	方法書以降に実施する植生調査や先行植生調査において、植生自然度8の範囲が確認された場合に、どのような対応を想定されているかをご教示ください。なお、植生自然度8については、将来的には自然植生に戻ると想定されるものであることを踏まえ、ご回答ください。	植生自然度8に該当する群落については、他項目への影響も総合的に判断した上で、必要な場合は変更が可能であるとの認識です。ただし、植生自然度8に該当する群落を消滅させるような重大影響を及ぼさないよう計画を検討いたします。
3-9	134	図3.1-30 食物連鎖模式図	1次	オサムシ、ニホンアマガエル、カマキリの配置について妥当か、事業者の見解を伺います。	ご指摘を踏まえ食物連鎖図を見直し、別添資料北海道1次Q3-9のとおり修正いたします。修正内容は以下のとおりとなります。 ・オサムシ類：タヌキやテンなどの中型雑食性哺乳類やカラス等の中型鳥類が捕食する種であり、キビタキ等の小型の鳥類や爬虫類等に捕食される生物として適当ではないため削除し、代わりにセミ類及びガ類を捕食する種、小鳥類、小型哺乳類及び爬虫類に捕食される種が含まれるハチ類を記載いたしました。 ・ニホンアマガエル及びカマキリ類：ニホンアマガエルについては、トンボ等の上位消費者となる昆虫を捕食できないため一旦削除し、「バッタ類やチョウ類」を捕食する者として「トンボ類、カマキリ類」等の位置に改めて追記いたしました。また、カマキリ類については、ニホンアマガエルを「トンボ類、カマキリ類、ニホンアマガエル 等」と同列としたことから位置に変更はございません。
			2次	北海道で「カマキリ類」と言及できるほど複数種のカマキリが生息しているのでしょうか。具体的な根拠等があればお示しください。	文献調査においては、チョウセンカマキリ及びオオカマキリの2種の確認となっております。種を限定するものではないと考えており、カマキリ類といたしました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-10	138 143	表3.1-39 眺望点の概要 表3.1-41 人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	既存文献やホームページを基に地点を抽出したのですが、関係市町村や関係団体等へのヒアリングは実施しているのでしょうか。 実施している場合はその概要を、していない場合は今後の実施予定について、現段階の想定で構いませんのでご教示ください。	関係自治体の各町でヒアリングを実施いたしました。木古内町様からは、人と自然との触れ合いの活動の場として「鶴岡農村公園」の追加をご要望いただき、図書へ反映いたしました。その他の町については追加のご要望はありませんでした。 各町の窓口担当者様には、追加で検討が必要な地点があった場合にご連絡をいただくようにご依頼しております。今後、追加検討のご連絡があった際に、改めて検討いたします。
			2次	星空観察が行われている場所では、風力発電所設置に伴い、航空障害灯により星座が確認できなくなるなど、その活動に支障が生じることが懸念されます。このため、以下の事項についてご教示ください。 ①人と自然との触れ合いの活動の場として、星空観察が行われている場所を確認されたか。 ②上記①において、確認したと回答された場合は、該当する場の有無 ③上記①において、確認していないと回答された場合は、確認する必要性に対する事業者の見解 ④星空観察が行われている場所がある場合、どのような対応が想定されているかについての事業者の見解	①配慮書作成時点では、文献その他の資料等による公的情報を基に、星空観察会も含め、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している可能性のある地点について情報収集を行っております。 ②本事業の対象事業実施区域の東側に位置する「サラキ岬（木古内町）」及び北側に位置する「鶉ダムオートキャンプ場（厚沢部町）」では星空観察会が開かれたことがあると認識しておりますが、それぞれ風力発電機の設置予定範囲から15km及び16kmの離隔が確保されていることを確認しております。 ④引き続き情報収集に努め、対象事業実施区域の周囲において星空観察会の会場や天文台が確認された場合には、風力発電機が視認される可能性やその利用状況等について把握するとともに、施設管理者へご説明の上、適切な対応を検討いたします。
3-11	142	図3.1-33(2) 景観資源（地域の良好な景観資源）	1次	①本図から、事業実施想定区域と地域の良好な景観資源が重複していますが、重複状況が分かる図をお示しください。 ②地域の良好な景観資源である瓜谷ダム湖が事業実施想定区域と重複しています。秋の紅葉の名所として有名であるとして地域の良好な景観資源となっていますが、この地点から風力発電機方向の眺望を眺望点として選定しなかった理由についてご教示ください。	①事業実施想定区域と地域の良好な景観資源の重複状況を、別添資料北海道1次Q3-11①にお示しいたします。 ②渡島総合振興局HPに掲載される「地域の良好な景観資源」「主要な展望地」リスト及び、その他の公的HPやパンフレット等において、瓜谷ダム湖からの眺望に関する情報が得られなかったことから、配慮書においては主要な眺望点に選定しておりません。引き続き情報収集に努め、眺望点に関する情報や、関係機関及び地域住民からご意見をいただいた場合には、主要な眺望点への追加選定をする等、適切に対応いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-21	154~ 157	2. 土地利用規制の状況	1次	①農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、配慮願います。 ○ 農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が、農地法に規定する農地又採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目について、農業委員会と十分調整願います。 ○ 農振法に基づく開発行為許可 事業予定地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないように配慮願います。	①農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可について、配慮いたします。 ②所管の(総合)振興局産業振興部林務課と協議を行い、必要な手続きを実施いたします。 ③土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きに留意いたします。
			2次	②事業実施想定区域の一部及びその周囲は、地域森林計画対象民有林であり、1haを超える開発行為(土地の形質を変更する行為)をする場合は、知事の許可を受ける必要があるため所管の(総合)振興局産業振興部林務課と打合せすること。 なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要がある。 【新規許可の場合の審議会諮問基準】 (1)開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 (2)開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 (3)開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。(最新の水資源保全地域については別途確認すること。) ③事業実施想定区域は、農業地域及び森林地域に掛かっています。土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので留意願います。	
3-12	159	(3)漁業による利用	1次	事業実施想定区域及びその下流域におけるさけ・ます増殖河川の有無について、ご教示ください。	事業実施想定区域及びその下流域におけるさけ・ます増殖河川として、木古内川、厚沢部川及び天野川がございます。 事前に(一社)渡島管内さけ・ます増殖事業協会様と協議を行うようにいたします。
			2次	調査及び事業実施にあたっては以下の関係機関と事前に協議し、同意を得てください。 ○木古内川 (一社)渡島管内さけ・ます増殖事業協会	
3-13	159 ~164	3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1次	方法書作成時に調査地点を設定する際には、利水者と協議の上、調査地点を設定されることが望ましいと考えますが、協議の実施状況及び今後の予定に対する事業者の見解をご教示ください。	現時点においては利水者の特定ができていないため、利水者との協議は行っておりません。調査地点を設定する際には、各自治体と利水者との協議の必要性を協議し、その結果に即したうえで調査地点を設定いたします。 Q3-15の通り、関係市町村へのヒアリングによると、農業用水については図3.2-8の示した河川を利用しているとのことですが、取水地点や利用状況等の詳細は把握出来ておりません。方法書作成時の現地踏査及び地元関係者等へのヒアリングにより把握に努め、調査地点の選定を行います。 また、事業の実施にあたっては十分に利水者等との協議、調整を行います。方法書実施以降において、関係団体との協議を行う予定です。
			2次	調査地点の設定に当たっては、木古内町、上ノ国町及び厚沢部町のほか、下流域の農業団体、漁業協同組合等と協議や調整を行う必要があると考えますので、調査、環境影響評価及び事業実施にあたっては、十分に利水者等との協議及び調整を行うようお願いいたします。また、関係団体との協議及び調整に係る事業者の今後の予定を伺います。	

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-14	160	図3.2-7 水道用水の取水地点	1次	伏流水取水地点に係る集水域の確認状況をご教示ください。また、集水域を把握されている場合には、その範囲が分かる図をお示しください。把握されていない場合は、いつ頃までに把握されるかご教示ください。	伏流水取水地点の集水域の全体図及び拡大図を、別添資料北海道1次Q13-14にお示しいたします。
			2次	集水域は、風力発電機の設置予定範囲とは重複していませんが、事業実施想定区域に含まれています。今後、土地の改変箇所の検討に当たり、どのような対応を想定されているかをご教示ください。	今後、対象事業実施区域の絞り込みを行い、取水地点の集水域との重複箇所の改変を避けるように努めてまいります。
3-15	161	図3.2-8 農業用水の利用状況	1次	農業用水の取水地点の確認状況をご教示ください。また、取水地点を把握されている場合は、取水地点及びその集水域が分かる図をお示しください。把握されていない場合は、いつ頃までに把握されるかご教示ください。	関係市町村へのヒアリングによると、農業用水については図3.2-8の示した河川を利用しているとのことですが、取水地点や利用状況等の詳細は把握出来ておりません。方法書作成時の現地踏査及び地元関係者等へのヒアリングにより把握に努めます。
3-16	162	2. 海域の利用状況	1次	対象事業実施区域との記載がありますが、事業実施想定区域の誤りであり、9ページの「必要に応じて、さらに区域を絞り込む予定である。」との内容が正しい内容との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。
3-17	165	3. 地下水の利用状況	1次	事業実施想定区域及びその周辺に住宅等が存在します(P169)が、飲用井戸の有無についての確認状況及び今後の対応方針についてお示しください。	個人所有の井戸については位置や利用状況等の詳細は把握出来ておりません。方法書作成時の現地踏査及び地元関係者等へのヒアリングにより把握に努めます。
			2次	事業実施想定区域及びその周辺で、土地の改変を行う場所から1kmの範囲内の飲用井戸の利用状況について確認の上、飲用井戸の水量・水質に影響を及ぼさないよう配慮を行ってください。	事業実施想定区域及びその周辺で、土地の改変を行う場所から1kmの範囲内の飲用井戸の利用状況について確認の上、飲用井戸へ影響を及ぼさないよう配慮いたします。
3-18	171	表3.2-17 産業廃棄物処理施設数	1次	八雲町は渡島総合振興局管内のため、修正してください。	別添資料北海道1次Q3-18のとおり表3.2-17を修正いたします。

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	218	表4.1-2 計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由	1次	<p>①本配慮書では「騒音」及び「風車の影」を配慮事項として選定していませんが、4km以上離れていれば配慮が特に必要な施設等に重大な影響を及ぼすおそれがないと判断した根拠を、項目ごとにご教示ください。</p> <p>②本配慮書では「超低周波音」を配慮事項として選定されておりませんが、住民等から超低周波音による不安や懸念が示された場合、現時点で事業者としてどのような対応を見込まれているのかご教示願います。</p>	<p>①本事業の風力発電機の設置予定範囲は最寄りの住宅等から約4.6km、最寄りの配慮が特に必要な施設等からは10.1kmの離隔がございます。</p> <p>騒音：風力発電機の設置予定範囲は最寄りの住宅等から約4.6kmの離隔があります。本案件の使用する風力発電機は検討段階にあり、単機出力は4.2MW～6.1MWとしております。最近公開された他事業者様の図書を参考にすると、4MW～6MWの風力発電機のパワーレベルは107～110dBであったことから、風力発電機のパワーレベルを110dBと仮定して、「風力発電導入ガイドブック」（新エネルギー・産業技術総合開発機構、平成17年5月）に記載された予測式を用いた場合、風力発電機の騒音の寄与はおおよそ6dB程度ととなります。以上のことから、重大な影響を及ぼさないと判断いたしました。</p> <p>風車の影：「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省総合環境政策局、平成25年）において引用されている文献では、風力発電機の影は風力発電機のローター直径の10倍の範囲で影響が生じる可能性があるとしております。本事業が現在想定しているローター直径の最大は158mです。ローター直径の10倍より大きく見積もった2kmに影響が生じる可能性のある範囲としても、さらに倍以上の離隔が確保されていることから、重大な影響を及ぼさないと判断いたしました。</p> <p>②地元住民の方から懸念の声が上がった場合、まずは超低周波音に関する客観的事実、事例を紹介する等、対話を丁寧に行い、懸念の払拭に努めます。その上で、住民の方からの不安が大きく残るようであれば、超低周波を調査事項に含めることを検討いたします。</p>
			2次	<p>①1次回答において、「まずは超低周波音に関する客観的事実、事例を紹介する等、対話を丁寧に行い、懸念の払拭に努めます。」とのことでしたが、超低周波音に関する強い不安や懸念を持つ住民等に対して、説明を通じて理解を得るためには、全ての事業に共通する一般的な内容の説明だけでなく、本事業に係る風車配置（区域設定）や諸元、住居や地形の状況等を踏まえた説明を行うことが重要と考えます。不安や懸念を持つ住民へ、どのような内容の説明を行う予定か、またその説明を行うためにどのような準備が必要か、事業者の見解を伺います。</p> <p>②1次回答において、「住民の方からの不安が大きく残るようであれば、超低周波を調査事項に含めることを検討いたします。」とのことでしたが、どのような場合に超低周波を調査事項に含めないことを想定されているのかをご教示ください。</p> <p>③超低周波音についても、4km以上離れていれば配慮が特に必要な施設等に重大な影響を及ぼすおそれがないと判断した根拠をお示しください。</p> <p>④方法書以降の手続きにおいても、施設の稼働による騒音及び超低周波音、風車の影による影響はないものとして扱うのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>①「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）において、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない旨の記載があることを説明いたします。また、必要に応じて本事業による超低周波音の簡易的な予測を行い、その結果を用いて説明をいたします。</p> <p>②住民の方からの大きな懸念が挙がらなかった場合には、調査事項から除外する予定です。</p> <p>③風力発電機の設置予定範囲は最寄りの住宅等から約4.6kmの離隔があります。本案件の使用する風力発電機は検討段階にあり、単機出力は4.2MW～6.1MWとしております。最近公開された他事業者様の図書を参考にすると、6MW級の風力発電機のG特性の音響パワーレベルは133.7dBであったことから、風力発電機のパワーレベルを134dBと仮定して点音源の距離減衰式を用いた場合、風力発電機からの距離4.6kmにおける音圧レベルは約52.74デシベルとなります。これはISO-7196:1995に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である100デシベルを大きく下回ります。以上のことから、重大な影響を及ぼさないと判断いたしました。</p> <p>④方法書以降で施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音については、住民から大きな懸念が挙がらない様であれば、評価項目として非選定とする予定です。</p>
4-2	239	表4.3-11(3-2) 専門家等へのヒアリング結果概要(専門家C)	1次	<p>ブナ林やトドマツ人工林において天然記念物であるクマガラの生息の可能性についての意見があります。風力発電機設置予定範囲のほとんどがこれらの植生と重複していますが、今後の現地調査にてブナ林やトドマツ人工林と変更区域の重複が確認された場合、どのように影響を回避・低減することを想定しているのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>今後実施する現地調査にてクマガラの営巣や繁殖が確認された場合において、対象となるブナ林やトドマツ人工林の改変を可能な限り回避、また、改変面積を可能な限り小さくする等の環境保全措置を検討して行く予定です。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-3	240	表4.3-11(3-2) 専門家等へのヒアリング結果概要(専門家C)	1次	コウモリ類の調査をする際は気象ポールより高空を飛ぶものをどう把握するかということまで考えないといけないのではないかと意見がありますが、そのような種を把握するのにどのような調査手法を採用することを想定しているのか、事業者の見解をご教示ください。	風況観測塔より高空を飛ぶコウモリ類を把握する調査として、音声モニタリング調査を想定しております。使用予定のマイクの集音範囲が約20mあるため、風況観測塔の地上から50mにマイクを設置すると高空域の集音が可能であると考えております。
			2次	専門家Cは配慮書段階で風車機種の候補として、カットイン風速、フェザリングを操作ができる機種を検討することを指摘しています。それに対する事業者の対応として「今後の調査計画等を検討する」としていますが、現時点で対応すると明記できない理由をご教示ください。	現段階では風力発電機の機種及び配置も決まっていない状況ですので、今後、専門家の意見等も踏まえて検討を進めてまいります。
4-4	240	表4.3-11(3-2) 専門家等へのヒアリング結果概要(専門家D)	1次	渡り鳥の保全上、大事な地域である旨の意見があり、他の専門家からも同様の指摘が見られますが、現段階では事業実施区域の周辺のどの範囲まで、どのような手法で調査していく予定なのか、「今後実施する現地調査において確認」を具体的に説明してください。	事業実施想定区域より1.5km程度の範囲に地点を設定し、定点観察を実施することを検討しております。また、秋季については一部の定点で、日の出から日没において調査範囲を通過する鳥類の種名、飛翔高度、個体数を記録する帯状区画法による調査を検討いたします。
			2次	方法書では、夜間の渡り鳥の通過数、推定衝突数も確実に把握するための調査設計をしてください。	夜間の渡り鳥への調査については、今後検討してまいります。
4-5	241	表4.3-11(4-2) 専門家等へのヒアリング結果概要(専門家D)	1次	「方法書以降の手続きの際は、クマゲラの営巣木の伐採をしない、生息地放棄を引き起こさない等、留意してほしい。」旨、専門家から意見があり、「ご意見を踏まえ、今後実施する現地調査において確認することとした」との事業者の対応に係る記載がありますが、現地調査において何を確認することとしているのか、具体的にご教示ください。	現地調査においてクマゲラの飛翔ルートや営巣状況の把握していきたいと考えております。
4-6	258	表4.3-13(1) 動物の重要な種への影響の予測結果	1次	市街地等にツミやフクロウ類が分類されていますが、適切な分類と言えるのでしょうか。「市街地等」の内訳を具体的に示し、上記の種が生息していることが適当であることを説明願います。	市街地等の中には緑の多い住宅地や都市公園、社叢林等も含まれております。フクロウ類は営巣できる環境があれば、市街地の社叢林や屋敷林でも繁殖することから「市街地等」にも分類いたしました。また、ツミについては近年市街地やその周辺での繁殖例が増えていることから市街地等にも分類いたしました。
			2次	ツミは北海道において市街地で繁殖した事例はほとんどありませんので不適切です。おっしゃるような事例は本州でのもので、地域差はあるものの北海道のツミは山地が主たる生息地ですので、修正してください。	ご指摘のとおり、修正いたします。P4.3-37(258) 市街地等 ツミを削除いたします。
4-7	259	表4.3-13(2) 動物の重要な種への影響の予測結果	1次	エゾサンショウウオの影響予測にて、河川等の直接変化がないことから生息環境の変化に伴う影響はないと予測していますが、238ページの専門家意見では側溝のような場所での生息が示唆されており、事業実施想定区域となっている林道沿いに河川が分布していることを考えると、「変化による生息環境の変化に伴う影響はない」とは言えないのではないのでしょうか。	専門家のヒアリング内容を踏まえ、別添資料北海道1次04-7のとおり、以下の内容に修正をいたします。 主な生息環境、樹林、水辺、湿地 事業実施想定区域に主な生息環境が存在することから、河川等については直接変化を行わないことから、変化による生息環境の変化に伴う影響はないと予測するが、樹林については一部が直接変更されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。また、工事実施箇所によっては、濁水の流入等による生息環境への一時的な影響が生じる可能性があるとして予測する。
			2次	1次回答より、重大な影響の回避又は低減のため、エゾサンショウウオに関する調査を実施することとし、方法書にてその手法が示されるという認識でよろしいでしょうか。	今後、エゾサンショウウオについても調査を実施することを想定しておりますので、方法書において記載いたします。
4-8	261	(2) 評価結果	1次	施設の稼働に伴うバットストライク及びバードストライクが生じる可能性はあるが、重大な影響の回避又は低減が可能であると評価されていますが、事業実施想定区域周辺にコヤマコウモリの分布情報(p60)があります。コヤマコウモリに対する重大な影響の回避又は低減のためにどのような対応をされることを想定しているのか、具体的にお示しください。	施設の稼働に伴うバットストライク及びバードストライクの影響について、コウモリ類の捕獲調査、夜間の踏査調査、音声モニタリングによる調査を行い、現地調査結果を踏まえて、専門家等へのヒアリングを行うとともに環境保全措置を検討し実施することで、影響の回避・低減を図って行く予定です。
			2次	①1次質問の回答の環境保全措置の具体的な内容について、現時点での想定をご教示ください。 ②審議会での回答の確認になります。231ページに絶滅種も含めて昆虫類の重要種70種が記載されていますが、261ページの評価結果には、昆虫類について留意する事項の記載がありません。重要種が70種存在する環境であれば、何らかの配慮が必要であると考えられますが、どのような対応をお考えであるか、事業者の見解を伺います。	①現段階では風力発電機の機種及び配置も決まっていない状況ですので、今後、専門家の意見等も踏まえて検討を進めてまいります。 ②生息環境への影響としては、直接変化が考えられます。そのため、既存道路の活用及び変更区域外への無用な立ち入り等の制限を行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-9	265	②重要な群落	1次	当該地域において重要な群落としてヒノキスナロ群落（Ⅳ）を挙げていますが、当該群落が含まれる対象事業実施区域北部に分布する植生自然度9の区域全体が重要な群落とはならないのでしょうか。学術的価値が高い旨の専門家意見もあり、影響を回避するためにも、区域北部を除外するのが望ましいと考えますが、事業者の見解をご教示ください。	事業実施区域北部に分布する植生自然度9のヒノキスナロ群落（Ⅳ）については、今後実施する植生調査において、分布状況を把握して参ります。その結果を踏まえ具体的な風力発電機及び拡幅道路の計画を検討するため、現時点では事業実施想定区域に含めております。
			2次	先行調査や方法書以降に行われる現地調査において、ヒノキスナロ群落が確認された場合、当該群落に対する影響の回避・低減について、現時点でどのように想定されているか、事業者の見解をご教示ください。	当該群落が確認された場合には、可能な限り改変を回避し、やむを得ず改変が必要な場合は改変箇所を可能な限り小さくし、専門家にも意見をお聞きしながら、影響の低減をはかります。
4-10	267	表4.3-18(1) 専門家等へのヒアリング結果概要（専門家G）	1次	「本調査に入る前に一度簡易的にも植生の状況を見た方がいい」とありますが、現段階で先行植生調査の実施を検討しているのでしょうか。	現時点においては先行植生調査は実施しておりません。方法書の手続きまでには先行植生調査を実施することについて、検討いたします。
			2次	確認ですが、先行植生調査の結果は方法書に記載される予定でしょうか。	先行植生調査の結果は方法書に記載予定です。
追加 4-14	271	③巨樹・巨木林・天然記念物	1次		
			2次	「巨樹・巨木林及び植物に係る天然記念物は事業実施想定区域に存在していない」としていますが、P269の専門家Hへのヒアリング結果において巨樹が存在する可能性を指摘されており、存在しないと断言できないものと考えられます。そのため、影響がないと予測する理由を、「存在しない」とするのは適切ではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	ご指摘のとおり、巨樹が存在する可能性は否定できません。以下のとおり、方法書において修正いたします。文献その他の資料調査においては、巨樹・巨木林及び植物に係る天然記念物は事業実施想定区域に存在していないことから、改変による影響はないと予測する。しかし、巨樹については、調査が行われておらず、把握できていない可能性が考えられる。
4-11	272	(2) 評価結果	1次	「植物の生育状況及び植物群落の現況を現地調査等により把握」とありますが、方法書段階では踏査ルートやコドラートといった調査地点は示されるのでしょうか。本地域の植生の重要性を考えると、適切な調査手法となっているのか確認するために調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。	方法書において、コドラート調査地点案についてはお示しいたしますが、現地調査時の現地状況により地点の変更や地点数の増加等もございます。また、踏査ルートについては現地状況を確認しながら安全に留意しての踏査となりますので、方法書時に明確なルートをお示しすることが出来ませんので、調査範囲としてお示しさせていただく予定です。
			2次	①1次質問の回答について、調査範囲のみで示されても、踏査ルートやコドラートの設定が妥当といえるかの判断ができず、適切な方法書審査ができなくなるので、現地調査時の現地状況により地点の変更や地点数の増加等の可能性があることに触れた上で、方法書作成時点の踏査ルートや調査地点の計画を示す必要があると考えますが、改めて事業者の見解をご教示ください。 ②巨樹・巨木林・天然記念物について「確認されていないことから、重大な影響はないものと評価する」としており、P221の評価方法の判断基準によると「事業実施想定区域及びその周囲に重要な種等が分布しない。また、生息・生育地の直接改変を伴わない」場合に重大な影響はないと評価することとされています。P269のヒアリング結果において巨樹が存在する可能性を指摘する専門家Hの意見を踏まえるならば、「重大な影響はないものと評価する」ことは適切でないと考えられますが、事業者の見解を伺います。	①方法書段階においては、現地調査時の現地状況により地点の変更や地点数の増加等の可能性があること記載し、踏査ルート及び調査地点をお示しいたします。 ②ご指摘のとおり、巨樹が存在する可能性は否定できません。以下のとおり、方法書において修正いたします。また、文献その他の資料調査においては、事業実施想定区域で特定植物群落や巨樹・巨木林・天然記念物は確認されていないことから、重大な影響はないものと評価する。ただし、巨樹については、調査が行われておらず、把握できていない可能性が考えられるため、影響が生じる可能性がある。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-12	277	(3) 予測結果	1次	希少個体群保護林が事業実施想定区域内に分布している旨の記載がありますが、図にはその記載がありません。どちらが正しい情報を示しているのか、改めて資料等を確認した上で事業者の見解をご教示ください。	申し訳ございません。希少個体群保護林については事業実施想定区域には存在しておりませんので、ご指摘いただいた箇所につきましては、図が正しい情報となります。よって本文については別添資料北海道1次Q4-12 のとおり、「一方で、保安林、植生自然度10及び植生自然度9に相当する自然植生が～」に修正いたします。
追加 4-15	288	表4.3-25	1次 2次	主要な眺望点からの垂直見込角は1.1度から2.4度となる可能性があるため、主要な眺望点からの眺望に配慮した位置・配置となるように、地域との合意形成を図るようお願いいたします。	主要な眺望点からの垂直見込角は1.1度から2.4度となる可能性があるため、主要な眺望点からの眺望に配慮した位置・配置となるように、地域との合意形成を図るよう努めます。
4-13	290	3. 評価	1次 2次	瓜谷ダム湖と事業実施想定区域の一部の重複について、現時点でどのような改変を想定しているのでしょうか。渡島総合振興局HPによると紅葉の名所となっている箇所ですが、樹木の伐採や道路造成の程度など、ご教示ください。	瓜谷ダム湖においては事業実施想定区域に含まれているものの、改変や新設道路の造成は予定しておりません。ダム湖側部に敷設されている既存林道については輸送のために改変する可能性がございますが、ダム湖への影響を可能な限り回避するよう努めます。尚、伐採は現時点では予定しておりませんが、やむを得ず伐採が必要な場合は最小限の伐採とするよう努め、関係機関とも協議の上、適切な伐採を行います。
				フォトモンタージュ作成時は、風力発電設備が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分毎に四季（春季・夏期・秋期・冬期）を通して、人が見た印象に近いとされる焦点距離50mm（35mmフィルム換算）で撮影した写真で複数枚作成してください。	フォトモンタージュ作成の際は、風力発電機が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、四季を通して撮影した写真により作成いたします。

5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		